平成２８年（フ）第９５０号
大阪市平野区加美東４丁目15番21号　グリーンハイツ加美205
債務者　岩村明美こと　許　　明美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６１号
大阪市西淀川区姫島１丁目６番17号　姫島第２マンション22号室
債務者　髙橋　好夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６０号
大阪府豊中市豊南町南６丁目６番22号
債務者　勇元　康幸
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４５号
大阪市生野区新今里１丁目10番16―505号
債務者　加納　敬子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９５号
大阪府池田市呉服町８番６号　新免文化北棟２Ｆ中
債務者　大島　　武
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１９号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目１番26―701号
債務者　中道　一正
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４号
東京都国立市谷保5874番地の５セフィール栗原101
債務者　袖本　幸彦
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４８号
東京都立川市幸町１丁目５番地の１
債務者　松本　隆夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市雀の宮７丁目23番41号　モンテベールＡ101
債務者　川村　理恵（旧姓並木）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９８号
栃木県日光市森友1562―11　コーポ森友Ⅱ103号室、住民票上の住所栃木県日光市藤原416番地３
債務者　田村　中宏
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市上戸祭町246番地１　ハピネスソルファ312、前住所静岡県沼津市岡宮1313番地の１　フェアリーテイルＤ101
債務者　竹之内律子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１８号
栃木県下都賀郡壬生町幸町２丁目22番４号小坂ハイツ203号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町幸町１丁目１番２―103号　雇用促進住宅
債務者　髙﨑　敏成
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８７号
岡山県玉野市玉５丁目２番23号
債務者　立石　金野
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３号
岡山市北区牟佐114番地１
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４号
岡山市北区牟佐114番地１
債務者　藤原　芳子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部